

監査役職務確認書の改訂について
(2026年3月第16回改訂)

2026年3月
一般社団法人 監査懇話会

当会では、今般「監査役職務確認書」の16回目の改訂を行いましたので、その概要をお知らせします。

1. 2026年3月に公表する文書

以下の文書を当会ホームページで公表しております。

- ①「監査役職務確認書の改訂について(2026年3月第16回改訂)」(2025年版からの変更点の概要を記載したもの)
- ②「新旧対照表」(2025年版からの変更点を列挙したもの)
- ③「2026年版監査役職務確認書(全文版)」(確認事項に加えて説明等を付記したもの)
- ④「2026年版監査役職務確認書(確認事項のみ)」(確認事項のみ列挙したもの)

2. 「監査役職務確認書」の主要な改訂点(詳細については新旧対照表をご覧ください)

(1) 監査役が特に留意すべき以下の項目について、確認事項の追加や詳述

① **競業・利益相反取引における取引条件の相当性監査**

手続きの形式的なチェックに留まらず、取引条件が会社の利益を害していないか(取締役が忠実義務・善管注意義務を果たしているか)まで踏み込んで確認することが求められます(Ⅱ-4. 競業取引・利益相反取引等の監査 [確認事項] □ 1.)。

② **内部統制システムの構築・運用**

内部統制システム構築の取締役会決議をしていない会社であっても、取締役の善管注意義務として、自社に適したシステムを構築・運用し、その状況を監査役が確認する必要があります(Ⅱ-5. 会社法に基づく内部統制監査 [確認事項] □ 5.)。

③ **グループガバナンスと不祥事対応**

- ③-1 **反社会的勢力への対応:** 子会社・関連会社を使った反社勢力との取引等のリスクに鑑み、親会社監査役は、親会社単体ではなく、企業集団全体での反社対応を確認する必要があります(Ⅱ-5. 会社法に基づく内部統制監査 [説明] (7))。
- ③-2 **子会社の不祥事に関する親会社監査役の義務:** 親会社監査役は、子会社の不祥事に対しても、企業集団内部統制の観点から監視・検証する義務があります(Ⅱ-10. 企業不祥事への対応及び第三者委員会の設置 [監査のツボ] 2))。

④ 企業買収・買収提案への対応

企業買収・買収提案への対応については、会社法だけでなく、経済産業省の「企業買収における行動指針」も意識した監査が必要です（Ⅱ-7. 会社の支配に関する基本方針等の監査及び第三者割当の監査と独立役員への対応 [確認事項] □ 1. 2. 3. [説明] (1) (2))。

⑤ 監査役を選任

監査役を選任に当たっては、職務遂行のために「十分な時間を確保できるか」も重要な条件です（V-3. 監査役を選任議案に関する事項 [説明] (2))。

(2) 理解を深めるための「読み易さ」の向上

実務担当者や初心者が活用し易いよう、以下の工夫を行いました。

① 「なぜ」を明確化：理由・趣旨・目的の解説を拡充しました（内部監査連携、株主代表訴訟対応など）。

- ・Ⅱ-3. 取締役（会）への報告義務・行為差止め請求 [説明] (4)
- ・Ⅱ-6. 金融商品取引法に基づく内部統制監査 [説明] (4)
- ・Ⅱ-10. 企業不祥事への対応及び第三者委員会の設置 [確認事項] □ 6. [説明] (9)
- ・Ⅱ-12. 内部監査部門及び内部統制部門との連携 [説明] (2)・
- ・V-2. 取締役に対する株主代表訴訟・多重代表訴訟の提起請求等への監査役への対応 [監査のツボ] 1)

② 用語の整理：難解あるいは混乱し易い用語の解説を追加するとともに、使用用語の統一や法令使用用語への変更等を行い、使用用語を整理しました。

②-1 初心者が難解あるいは混乱し易い用語の解説

- ・【本確認書の特徴】5. 用語の解説（「会計監査人」と「監査人」）
- ・Ⅱ-6. 金融商品取引法に基づく内部統制監査 [説明] (5) (6) [監査のツボ] 3) 4)（インサイダー取引規制の内容や適時開示の公表タイミング等）
- ・V-2. 取締役に対する株主代表訴訟・多重代表訴訟の提起請求等への監査役への対応 [監査のツボ] 2)（多重代表訴訟）

②-2 使用用語の統一や法令使用用語への変更等、使用用語の見直し・整理

- ・Ⅱ-7. 会社の支配に関する基本方針等の監査及び第三者割当の監査と独立役員への対応 [確認事項] [監査のツボ] [説明]（株主共同の利益）
- ・Ⅲ-4. 会計監査人との連携についての確認 [説明] (9)（「公認会計士又は監査法人」）

③ 表現の具体化：親会社監査役の調査権行使や監査報告の作成、会計監査人との連携などについて、より具体的で分かり易い表現に改めました。

- ・Ⅱ-4. 競業取引・利益相反取引等の監査 [確認事項] □3.
- ・Ⅱ-5. 会社法に基づく内部統制監査 [説明] (7) [監査のツボ] 2)
- ・Ⅱ-6. 金融商品取引法に基づく内部統制監査 [確認事項] □1.
- ・Ⅱ-10. 企業不祥事への対応及び第三者委員会の設置 [説明] (6) (9)
- ・Ⅱ-11. 企業集団に関する監査 [確認事項] □2. [説明] [親会社監査役による子会社調査権の行使] (1)
- ・Ⅲ-2. 会計監査人設置会社の会計監査 [確認事項] □3.
- ・Ⅳ-2. 監査報告の作成・通知 [監査のツボ] 1)

④ **法文等に合わせた記述の見直し**：分かり易さに配慮しつつ、法文等に合わせ、より正確で厳密な表現に改めました。

- ・Ⅱ-4. 競業取引・利益相反取引等の監査 [確認事項] □5.
- ・Ⅲ-4. 会計監査人との連携についての確認 [説明] (10)
- ・Ⅴ-1. 取締役等の責任一部免除に関する事項 [説明] (2) ii iii
- ・Ⅴ-2. 取締役に対する株主代表訴訟・多重代表訴訟の提起請求等への監査役の対応 [説明] (2) (3)

以上